

件名	職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成18年11月15日公布、平成20年10月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>引用条項の規定整備</p> <p>（奉仕活動）</p> <p>第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p> <p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）</p> <p>(2) 省略</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">第13条第1項第4号</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方公務員法</p> <p>（自己啓発等休業）</p> <p>第26条の5 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、3年を超えない範囲内において条例で定める期間、<u>大学等課程の履修</u>（大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修をいう。第五項において同じ。）又は<u>国際貢献活動</u>（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加することをいう。第五項において同じ。）のための休業（以下この条において「自己啓発等休業」という。）<u>をすることを承認することができる。</u></p> <p>適用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等課程の履修 1人（H20.4.1～H22.3.31 早稲田大学大学院（会計学））</li> <li>・国際貢献活動 なし</li> </ul>	